

業務部速報



No. 129

発行 20. 4. 28

JR東労組 業務部

バス開申
第9号

新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を 求める緊急申し入れ団体交渉を行う！②

第4項 感染に伴う診断書及び治癒証明書の費用については、会社の負担とすること。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、診断書及び治癒証明書等、各書類の提出は省略出来ることとしている。
- ・病院に行くだけでリスクがある。今回の特例の取扱いは新型コロナウイルスの影響が終息するまでは続ける考えである。

第5項 感染に伴い、業務に従事できない組合員・社員が拡大した場合や、減便運行した場合の乗務員の運用及び、窓口販売体制については、職場の意見も反映すること。

○減便等の状況を踏まえた対応について

(組合) 契約B、臨時雇用員についても、自宅待機とした場合は有給とすべきである。

(会社) 社長のメッセージ(4/22)にもある通り、全ての社員の雇用を守り、自宅待機している場合も給与を支払う。自宅待機の場合の勤務は免除として取り扱う。

(組合) 減便、窓口販売体制の縮小等の対応を行っているが、基本的には従前の体制に戻す考えで良いか。

(会社) どのタイミングで100%に戻すのかは現時点で示せないが、基本的な考えは従前の体制に戻していく考えである。経済活動の復旧状況、需要など見ながら行っていく。

- ・社長のメッセージは家族に向けたメッセージでもある。

新型コロナウイルスの影響はあるが、事業は継続しなくてはならない！認識一致！

○代休について

(組合) 代休を勤務指定する場合は本人に確認するべきである。

(会社) 変形期間が始まってからは本人確認が必要となる。変形期間が始まる前であれば本人に通知する必要はない。

(組合) 休日出勤が前提の要員で勤務を作成していることから、行った休日出勤に関しては、自宅待機を指示する際に代休とするのではなく免除とするよう配慮するべきだ。

(会社) 業務量によって、給料に大きな差が出てしまうので公平性を考え代休の付与とした。コスト削減の視点ではない。支給額の差を埋めたい。主張は受け止める。

○不安解消に向けて

(組合) 会社として経営の考えはあるが、現場の組合員・社員の声を受け止めて頂きたい。

(会社) 社員が安心して働ける環境をつくり上げるのが一番である。有期の社員もいる中で、家族のためにも不安を解消し、難局を社員一丸となって乗り越えたい。

(組合) 社員が安心して働ける環境を目指すのは一致出来る。社長のメッセージは、組合からも発信してきたことでもあり、受け止めている。引き続き、現場でコミュニケーションを取ることが重要になってくる。変化する状況を労使で把握、情報共有し、この難局を乗り越えていきたい。

4/20に締結した議事録確認で「雇用は確実に守っていく考えである」と確認
しています。今回、改めて雇用を守る考えが示されました！引き続き不安解消
に向けて議論を行っていきます！大変な状況ですが全組合員で乗り越えましょう！